

**山梨県環境影響評価等技術審議会概要**  
(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

開催日 : 平成 19 年 8 月 27 日(月)  
会 議 : 恩賜林記念館 2 階特別会議室

< 会議出席者 >

技：審議委員

田中収(会長)、石井信行、柿沢亮三、片谷教孝、坂本康、田中章  
中込司郎、平林公男、福原博篤、山下恭弘、湯本光子

事業者

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（落合俊美建設課長、宮沢一男、仲川辰男、  
今井淳樹）

日本技術開発株式会社(村山、大矢)

事務局

河西森林環境部技監、相沢享みどり自然課長、  
秋山孝総括課長補佐、保延和正主査、土橋史副主査、和田政一主任

**山梨県環境影響評価等技術審議会 次第**

開会

あいさつ

議事

(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について  
その他

閉会

資料

- ・ 知事意見骨子(案)
- ・ 意見整理表
- ・ 環境影響評価等技術審議会議事録(H19.8.10)

日 程

- 13:30 開 会
- 13:20 骨子(案)説明、質疑応答
- 13:35 意見交換
- 14:30 閉会

## 1 開会

(進行 秋山総括)

ただいまから、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様にはご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る第3回目の審議会です。

## 2 あいさつ

(進行 秋山総括)

開会に当りまして、河西森林環境部技監よりごあいさつ申し上げます。

(河西技監)

森林環境部河西です。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、貴重なお時間を裂いていただきましてまことにありがとうございます。

今回の(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業につきましては、方法書段階としましては今回で3回のご審議を頂くことになりお手数をおかけしますがよろしく申し上げます。

本県のアセスの制度上9月21日までに事業にかかる知事意見を述べることとなっており、現在そのスケジュールの中で手続を進めているところです。

本日は前回までの2回のご審議をいただいた内容、県庁内に組織しております庁内調整会議幹事会等の意見を踏まえ、知事意見骨子(案)を皆様にお示ししているところでございます。

今回皆様にご審議を頂き、9月21日までには事業者に知事意見を申し述べたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

本日はよろしくをお願いいたします。

(進行 秋山総括)

続きまして、本審議会会長であります田中収会長より、ごあいさつ申し上げます。

(田中会長)

今日はお忙しい中をご苦勞様です。山梨県は皆様ご存知のとおり北岳や富士山のように一番標高の高い山から、南部町のように駿河湾すれすれの低いところまでのように非常に高度格差がありますし、また、火山や褶曲山脈の代表的なものも持っています。

いわゆる、多様な自然を持っているふるさとです。先日、石川静岡県知事とお会いし、静岡空港をみてまいりましたが、静岡、山梨共に自然の観光局を高めようと相談にいったのですが、いずれにせよ、こうした事業展開が行われるときには環境問題についてもきちっと対応していくことが必要でしょうから、それぞれの専門家の先生方にはきわめて難しい問題でしょうが、知事意見に反映するような意見をお願いいたします。

今日はよろしくをお願いいたします。

(進行 秋山総括課長補佐)

ありがとうございました。

### 3 議 事

(進行 秋山総括課長補佐)

これより審議会の議事に入る事になりますが、本日は、15名の委員のうち、11名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、委員の2分の1以上の出席が得られておりますので本審議会が成立していることをご報告します。

それでは、本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっております。

田中収会長、議事進行をよろしく申し上げます。

議長：田中会長

これから審議に入りたいと思いますので、ご協力をお願いします。  
まず本審議会を行うにあたっての確認事項を確認します。

### 運営方針の確認

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、

- ・ 動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とし、

また、

- ・ 議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

という事でご確認をお願いします。

傍聴人の皆様へ

傍聴を希望する方には、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。

- ・ 審議中は静かにお願いします。
- ・ 拍手、声援、野次等を行わないでください。
- ・ その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。

以上よろしくお願いします。

### 議事の進行について

今回の議事の進行については、はじめに、前回の技術審議会で受けた指摘に関する事業者の見解について、最初に説明を受けたいと思います。

その後、事務局で作成した知事意見（骨子案）について説明を受け意見をとりまとめいきます。

今回の審議で、知事県の骨子を取りまとめたいと考えますのでご協力をお願いします。

## 議題 1 案件審査

### (仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

#### (1) 事業説明

議長：田中会長

方法書の内容について事業者から、これまでの審議を踏まえて補足する事項がありましたら、議事進行の都合がありますので、15分程度でお願いします。

<事業者説明 仲川氏>

事業者から、補足する事項はございません。

田中会長：分かりました。

それでは、知事意見骨子について事務局から説明をお願いします。

事務局 相沢課長：

みどり自然課の相沢でございます。よろしくお願ひいたします。

・資料の確認

「方法書知事意見骨子(案)」について説明させていただきます。

私のほうからは、全般的事項「知事意見の反映」の部分ですが、ご存知のとおり、本事業は計画の非常に早い段階から環境影響評価に入っていますので、全体的に全般事項のボリュームが多くなっています。「今回の知事意見を受けまして、方法書に記載されている環境影響評価の手法の見直しを行った場合は、方法書の修正事項について調査実施前に知事と協議すること」と記載してございます。

これにつきましては、方法書の記載事項の変更を行いましたら、県に連絡が来ることになっています。その連絡を受けましたら、委員の皆様はその内容を逐一ご報告させていただきます。

詳細につきましては、担当の土橋からご説明いたします。

・「方法書知事意見骨子(案)」及び「資料：知事意見骨子(案)」に係る意見等及び対応」に沿って説明

#### (2) 質疑応答

田中会長：知事意見の骨子について事務局のほうから説明をしていただきました。

まず、質問又は確認しておくことがありましたら委員の先生方お願いします。

その後フリートーカー式で意見交換していきたいとおもいます。

今までの事例と違い、大分時間をかけて行っていますので、長くなっているとは思いますが。

質問確認がなければ、意見交換に移ります。

### (3) 意見交換

田中会長 : これより本案件についての意見交換を行いたいと思います。事業者の方につきましては、ここからは、発言することができませんのでご了解ください。それでは、意見交換をはじめたいと思います。

田中章委員 : 知事意見骨子の1ページ目の「調査実施前に知事と協議すること。」という事は、方法書の新しいバージョンのようなものが審査会レベルでは公開されるということでしょうか。

事務局 土橋副主査 : 方法書の修正版が提出されるのか、というご質問については、こちらとしましてもどのような形で調査に入るのかを予め確認するという意味であり、田中委員のご指摘のとおりです。

田中章委員 : 引き続き、事業計画第2章関係の中に「里山」という言葉が何度か出てきますが、「里山的空間」、「里山景観」、「里山環境」また、事業者の作製した方法書では、「里山生態系」などがありました。

このあたりは、一般的には「ランドスケープ」という言葉があります。「ランドスケープ」という言葉は、景観と生態系の両方を併せ持った意味を持つ言葉であることから「里山ランドスケープ」という言葉で統一されたらいかがでしょうか。

というのは、「里山景観の形成に努めること」であれば、あえて「景観」といってしまうということは、その部分の「生態系」を無視してしまっても良いというような解釈をされてしまうことには問題があると思いますので、いつも生態系と景観の両方に配慮しなくてはいけないという意味で「ランドスケープ」という言葉で統一されたほうが良いと思います。

田中収会長 : 今のことについては、知事意見の中で反映するようにしてください。そのほかございますか。

福原委員 : 確認をしたいのですが、「里山ランドスケープ」という言葉を環境としてお使いでしたが、固定観念として、土木系の用語からスタートしているものと考えているのですが。

田中章委員 : 「ランドスケープ」は生態系と景観を併せ持った意味としてあります。その意味で「ランドスケープ」を使ってくださいということです。

ご説明しますと、「景観」という言葉はもともと日本にはありませんでした。明治時代にランドスケープのドイツ語「Landschaft」をあえて日本語に訳したときに「景観」と訳されました。本来は景観の中にランドスケープの概念が入ってなければおかしいのですが、日本の中で景観とは見た目、眺めだけが「景観」として一人歩きしてしまったという経緯があります。

平林委員 : 今のご意見ですが、ランドスケープという言葉で今後統一していくという場合ですが、準備書等で県民に公開した時に、われわれの間では委員のおっしゃるとおりの意味でよいと思うが、一般の県民にそうした意味でランドスケープを使った場合非常に分かりにくい。そして、いろいろな捉え方をする。

そして横文字であるということで、委員がおっしゃったような趣旨の日本語で表現するほうが良いのではないですか。

田中章委員：例えば、少し面倒かもしれませんが、「生態系及び景観」と毎回きちんと書いていただくということでよいと思います。

田中収会長：今のことについては、そうした形でよろしくお願いします。

できるだけ一般の人が分かるようにしていただければ良いと思います。

福原委員：今回のような言葉の解釈については、本審議会において「この言葉」は「こういう定義」などだということを整理しておくこと、これからの議論は非常にスムーズになると考えています。

田中収会長：各委員の専門分野の中で、ご意見等はございませんか

田中章委員：2ページ目の「環境保全措置の検討」のところにに関して、技術指針の103ページに環境保全措置の検討に当たっての留意事項にかなり明確に、環境保全措置をどのような順序でどのようなプライオリティーを持って行わなくてはいけないということが明確に示されています。これは、国よりもかなり明確に書いてあります。ですからここをもう一度、県のほうからもこれを踏まえた中やっていたと書くことを書いて頂きたい。

もうひとつ、複数案の検討でいろいろなことを評価すると知事意見に記載されていますが、個別の例えば景観なら景観の複数案を考え、生態系なら生態系で新たに複数案を考えて、また水なら水で複数案を考えて、といったことになるのか、それともこの前申し上げたとおり、この方法書の中にも複数案の検討で行うということが1行で書いてあるだけで、どういった複数案で行うのかということが記載されていない。これは、方法書の中で一番重要なことだと思うのですが、例えば複数案A、B、C、Dというものがあって言わなければ、個別対応の複数案になってしまうのではないのでしょうか。この部分は知事意見が何を意図して書いているのか良く分からない。

私の意見としては、一つ一つの個別対応ではなく、おおきなところで統一したA、B、C、D、E案というものがあって、それらについて各評価項目で比較評価されるべきです。もちろんとても細かい環境保全措置については、A、B、C、D、E案の中に全て含まれるということは不可能ですから、そこは個別に説明をして頂ければ良いと思います。

平林委員：今のところに関連しておりますので、追加でお話をさせていただきます。

1ページ目の複数案の比較検討の2)について委員がおっしゃられたとおり、この部分が非常に大切なところだと思いますが、「それぞれの事業計画の特徴と選定理由を準備書に記載すること」となっていますが、この部分を「選定理由を客観的に準備書に記載すること」とし、こういう方向でやりたいからということではなく、客観的に見て準備書に記載して頂くことが非常に大切になってくると思いますので、「客観的」という言葉を入れていただきたい。

続けて、私の関係する部分として、3ページの水象の「(1)事業実施による計画地及びその周辺の集水域の変化について、土地利用の形態、植生等の変化を定量的に把握すること。」としてあり、これは前回私が指摘した事項で

はありますが、水象の部分について「定量的に」としますと、調査は非常に難しいものであり、事業者にも限界があると思いますので、ここは「できる限り定量的に」としていただきたいと思います。

同様に(2)についても「定量的な手法により予測及び評価を行い、」を「定量的な手法も加え予測及び評価を行い、」とし、「定量的な手法も加えていただきたい」としていただきたい。

(5)も同様ですが、田中委員のご意見もあるかとは思いますが、地下水の流動についても、「できる限り定量的な・・・」としたほうが良いのではないかと思います。

(6)の「河川環境の変化について把握すること」としているが、ここについては、「河川環境の変化・生物への影響について把握すること」とし、この部分は先ほど田中委員がおっしゃっていた河川生態系という部分になりますが、河川環境という言葉が全般にありますので、その後に生物への影響とし、水生生物だけではなく、河原等をいろいろな生き物が利用していますので、そうしたことも含めて「生物への影響」という言葉を加えていただきたいと思います。

続けて4ページの動物調査手法(2)についてですが。前回ベイトについて意見を述べさせていただいたのですが、「調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう手法を検討すること。」を「適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること」とし、手法もいろいろなベイトを使い調べていただきたいという意味で、複数の手法を十分に検討することという意味で「複数の」と「十分に」を入れていただきたいと思います。

気になった点は以上です。

田中章委員：4ページの地形・地質のところ、先ほどのランドスケープの話と関連するのですが、A3の資料の意見ID73、74のあたりで直線的な構造物というか巨大な法面の出現に対して、そこを里山の谷戸の地形、入り組んだ地形の工夫ができないかというところのお話を申し上げましたが、それは生態系や景観だけではなく、新たに創出する地形ということもあるのですから、地形、地質のところにも何らかのコメントが必要なのではないかと考えます。環境保全措置として、ですね。

次に、動物/植物/生態系(共通項目)のところ「里山ランドスケープ」があり、その下に「里山環境」という言葉があるので、この部分は先ほどのとおり景観と生態系の両方の面倒を見るのだと伝えてください。

動物/植物/生態系(共通項目)(3)のところ「・・・代償を行う場合には実施主体および・・・」については、技術指針に書いてありますが、回避しても、最小化しても最終的には何が残るのかということがあって、代償を行うということになっていなければ、まさに、「環境アワセメント」になってしまいますので、その辺の書き方については、いきなり「代償を行う場合には」というのではなく、「回避、最小化をしても残る影響がある場合には」とか、「代償が必要な場合には」といった前置きが必要と考えます。

同じく4ページの生態系の部分で、「生態系の評価の際に用いる、S Iモデルを構築するに当たり、・・・」というところはもう少し詳しく「HEPによる生態系の定量的比較評価の際に用いるS Iモデルを構築する」というようにしていただきたい。

また、意見 ID86 番の私の発言ですが、意見のような発言だったので無視されたようになっていますが、「HEP 的なことを行おうとしているが、どのような HEP をどのような目的で行うのか、つまり設計図のようなものが全く記載されていないので教えて頂きたい」ということは、それが方法書に記載されていないといけないということです。それが方法書です。HEP をやるのではなく、どういうことで HEP を行い、それがどのように役に立つのかということをもう少し書いていただけたらと思います。

田中会長 : そのほか何かございますか。気が付いたこと、加味したらよいという物がありましたら、お願いします。

片谷委員 : 私の範囲で、大気質の(3)に既存文献の話が出てくるわけですが、これが大気質のところにあるのが良いのかどうかということもありますが、もしかするとほかにも関わるかもしれませんが、これを入れていただいた趣旨は、事業者の方もお見えですので申し上げておきますと、要するに空間的、時間的变化があまり大きくないものに関してはその都度、このアセスのために測ることは必須ではないのです。過去に測られ、それと変化がないと想定されるものについては、それを採って使っていただいたほうが、良い訳で、むしろその分の労力は、動植物のように現地で計らなければ絶対に分からないものにきちんと投入していただいたほうが良いという趣旨です。つまり、(3)を実現するために新たな調査を実施していただきたいというのではなく、現地で測らなくても、既にデータがあるものについては十分それを活用して、労力はもっと精度を必要とする部分に投入していただきたいという趣旨で入れてありますので、もしかすると、大気以外の環境影響評価項目に関してもそうしたことが当てはまるものもあるかもしれません。ということを申し添えておきたいと思います。

田中収会長 : この環境影響評価の法令ができる前から、いろんな県で行った膨大な調査や資料があったのですが、だんだんなくなってしまい、コンサルタントや調査機関が結局文献などにかかなりの労力をかけてしまい、調査にかかる費用が少なくなってしまうということもあります。

そうしたことから、県はきちっとした情報資料の管理が必要だということから、県としてもそうした情報がすぐに提供できるように準備できるように協力をお願いします。そして、文献調査にお金をかけずフィールド調査に十分なお金がかけるようになることが非常に大切だと考えます。よろしくをお願いします。

片谷委員 : 今、会長がおっしゃったとおりだと思います。これは事務局へのお願いになりますが、要はこの地域の周辺で過去に測られたものはなるべく使うという趣旨ですので、少なくともみどり自然課で把握している過去のアセスの事

例、環境整備課で廃棄物のほうで大気や水質を測定した事例もありますので、そういった情報はフルに活用できるように、事業者のほうに積極的に提供されるような対応をぜひお願いします。

福原委員：知事意見の骨子から少し離れるのですが、この件の検討を行うときにスタートから申し上げてきたと思いますが、人がほとんど住んでいなかったような場所で事業を行っていきこうとした時に、音や振動のように質に関するものは、対象を人のみではなく、そこの空間に対して音や振動がどのような影響を与えるのか、より具体的に言うならば、一度過去の審査会では出たと思いますが、他の生態系特に動物や鳥類です。そういうものに対する影響はいつもほとんど議論されない方向で進んでいますが、例えば今回の A3 にまとめた資料を見ても、「方法書に記載済み」という一行で騒音・振動が整理されていますが、その方法書というのは何なのかというと、人に対する云々の評価のやり方を書いているだけです。果たしてそういう部分だけでよいのか、もっときちとしたものがあるか、鳥類であるとかその他のものに対する今のような音に対する影響、低周波も含めてどのような影響をうけ、それらのデータの蓄積を行っていかなければ、もう一步ステップアップした方向には行かないのではないかと懸念しております。

田中章委員：今の補足ですが、HEP の SI モデルの中にそういう光とか騒音をそれくらい入れ込めるか、それは既存の在来生物に対する知見がどれだけあるのかによりますが、それを今回できるだけ入れることとしています。そこでかなり音を配慮することができるかと思えます。

福原委員：可能な努力はしたいですね。

田中章委員：ですからそういうことをやっていこうとしなければ、いつまでたってもないままで、未来永劫無いということですから、そういうものを定量化してまとめて移行という方向がないといけないと思えます。

福原委員：おっしゃるとおりですね。

田中収会長：なかなかこういう問題は北部環状道路などのようにオオタカなどが出てくるととても細かく行うのですが、普段はあまり行われないので、そういうことも感じながら、ということでしょうか。

そのほか、何かございますか。

今回のアセスに関しては何回もご出席頂き相当時間をかけて意見を出して頂きましたので、結構深いところまで皆様に検討してもらっておりますが、もし、まだあれば出していただき、なければ、そうした形の中で進めて行きたいと思えます。

< 意見なし >

田中収会長：今回のような形で知事意見の骨子に、さらに委員の皆様の意見を相当出していただきをしました。これらを参考に、これから最終的な知事意見をまとめて出して頂ければと思います。これで意見交換を終了したいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

## 議題 2 その他

田中収会長：先ほどの議題以外に何かございますか。委員の方々何かありましたら出して頂きたい。

< 意見なし >

田中収会長：なければ、事務局から今後の予定等についてお話いただければありがたいと思います。

事務局 保延主査：

今後のスケジュールについて、先ほど技監からもお話ししましたが、本日、3回目の技術審議会を開催いたしまして、知事意見の骨子（案）として委員の皆様のお伺いする中で再度修正をします。

そうしたことを踏まえる中で9月初旬に庁内調整会議を開催し、手続を踏む中で9月21日に事業者に対して環境保全の見地から知事意見を述べるというスケジュールで進めていきます。

今後委員の皆様から何か意見がありましたら、事務局に情報提供していただければわれわれも対応していきたいとおもいます。また、われわれのほうからも委員の皆様へ骨子の経過等についてメール等により見ていただくことになるとは思います。よろしくお願いいたします。

田中収会長：委員の皆様、もし、気がついた点がありましたら、事務局にご連絡頂き検討してもらい、最終的なものをまとめていただくということになると思います。

本日は、皆様にたくさんの意見を出していただき無事まとまりましたので本日の議題は全て終了いたしました。

これで議事を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。

(進行 秋山総括課長補佐)

田中先生ありがとうございました。

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。お疲れ様でした。